



鳥取労働局

概算申告を行い、申告による労働保険料を納付します。この手続きを年度更新といいますが、労働保険料は金融機関、労働局、労働基準監督署で支払うことができます。金融機関での口座振替は、所定の申込用紙を窓口へ提出することで手続きができます。

Q 毎年、年度初めに労働保険料を納めています。銀行での引き落としができるようになったのですが、どのように手続きをするのですか。

A 労働保険料の申告・納付は毎年、年度初めに更新の手続きが必要です。前年度の労働保険料の確定申告、当年度の

労働保険料は口座振替が便利



口座振替による引き落としは▽全期または第1期の通常納期限は7月10日▽9月6日▽第2期の納期限10月31日▽11月14日▽第3期の納期限1月31日です。不明な点は下記月14日になり、払い込みによる納付に比べ、14日から58日のゆとりがあります。口座振替に手数料はかかりません。また引き落とし日の約3週間前にはお知らせし、不明な点は下記まで問い合わせてください。

鳥取労働局総務部 労働保険徴収室 電話0857-29-1702